



2022年5月17日

各 位

会 社 名 Zホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者)  
川 邊 健 太 郎  
(コード: 4689 東証プライム)  
問 い 合 わ せ 先 専務執行役員 GCFO (最高財務責任者)  
坂 上 亮 介  
(電話: 03-6779-4900)

### 取締役に対する株式報酬制度 (RSUプラン) の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役に対する信託を用いたRSUプランとして、新たな株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議いたしました。これに伴い、本制度の導入に関する議案を2022年6月17日開催予定の当社第27回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本株主総会において本制度の導入を株主の皆様にご承認いただくことを条件に、当社の執行役員及び従業員ならびに当社が定める主要子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しても、本制度と同種のインセンティブプランを導入することを検討しています。

#### 記

##### 1. 本制度の概要

- (1) 当社は、2022年4月1日に開始する事業年度から本制度を導入します。具体的には、監査等委員でない取締役(社外取締役を除き、以下「業務執行取締役」という。)と監査等委員である取締役(以下、業務執行取締役と併せて、「対象取締役」という。)を本制度の対象として、①業務執行取締役については、当社の中長期的な株主価値及び企業価値の向上に対する貢献意欲を高めるとともに、優秀な経営人財のリテンションを図ること及び業務執行取締役の自社株式保有の促進により株主との利害共有意識を一層高めることを目的として、一方、②監査等委員である取締役については、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を確保することに加えて、株主との利害共有意識を一層高めることを目的として、会社業績との連動性がなく、かつ透明性及び客観性の高い株式報酬制度を導入することとします。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位等に応じて、当社の普通株式(以下「当社株式」という。)及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を交付及び給付(以下「交付等」という。)する制度です。
- (3) 本議案をご承認いただくことを条件として、2023年3月期をもって、現行の譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠を廃止し、2023年4月1日に開始する事業年度(2024年3月期)以降は、業務執行取締役に対して新規での譲渡制限付株式の割当ては行わないことといたします。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定したBIP信託(以下「本信託」という。)の信託期間が満了した

場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

- (5) 当社は、報酬決定プロセスにおける独立性・透明性・客観性を担保するため、常勤監査等委員である独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役4名を含む6名の取締役で構成される指名報酬委員会を任意に設置しており、本制度の導入については、指名報酬委員会の審議を経ております。

## 2. 本制度の詳細

本制度の詳細は、以下のとおりとなります。

本制度の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）</li> <li>・当社の監査等委員である取締役</li> </ul>					
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続する3事業年度</li> <li>・当初の対象期間は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度</li> </ul>					
当社が信託に拠出する金員の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金員の上限</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 801 1386 880"> <tr> <td data-bbox="488 801 943 837">業務執行取締役</td> <td data-bbox="943 801 1386 837">対象期間ごとに5億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 837 943 873">監査等委員である取締役</td> <td data-bbox="943 837 1386 873">対象期間ごとに0.5億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間ごとに、その初年度に上記金額を上限として拠出</li> <li>・当社が信託に拠出する金員の上限は、将来に対象取締役の員数が増加する可能性や経済情勢等諸般の事情等を考慮の上、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出</li> <li>・毎事業年度、信託期間を約3年間とする信託を設定</li> <li>・1事業年度当たり当社に対象取締役を対象として設定する信託の数は原則1本とし、毎事業年度において信託を設定した場合は対象期間中に3本の信託が併存</li> <li>・当社は、2023年3月末日で終了する事業年度後も毎事業年度、信託期間を約3年間とする新たな信託を設定することにより、本制度に基づくインセンティブプランとしての株式報酬を対象取締役に支給することがある</li> <li>・新たな各信託の設定以降の3事業年度を対象期間として、当社は当該対象期間の初年度に上記金額を上限とする信託金を拠出し、信託期間中、対象取締役に對するポイントの付与及び当社株式等の交付等を行う</li> </ul>		業務執行取締役	対象期間ごとに5億円	監査等委員である取締役	対象期間ごとに0.5億円
業務執行取締役	対象期間ごとに5億円					
監査等委員である取締役	対象期間ごとに0.5億円					
対象取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数及び金額の算定方法及び上限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社株式等の数の上限</li> </ul> <table border="1" data-bbox="507 1400 1383 1478"> <tr> <td data-bbox="507 1400 943 1435">業務執行取締役</td> <td data-bbox="943 1400 1383 1435">対象期間ごとに110万株（※1）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1435 943 1471">監査等委員である取締役</td> <td data-bbox="943 1435 1383 1471">対象期間ごとに12万株（※2）</td> </tr> </table> <p>（※1）当社発行済株式総数（2022年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.015%  （※2）当社発行済株式総数（2022年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.002%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間の初年度において、役割や職責等に応じてあらかじめ定める基準株式報酬額を当社株価で除して算定される基準ポイントを付与</li> <li>・付与された基準ポイントは、対象期間に亘って毎年3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じて、各事業年度において交付等を行う当社株式等の数及び金額が決定</li> <li>※1ポイント当たり当社株式1株（1ポイント未満の端数は切り捨て）</li> <li>※当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整</li> <li>・信託期間中に対象取締役が退任または死亡した場合には、当該時点までに計算される株式交付ポイントの数に応じて、交付等を行う当社株式数を決定</li> <li>・信託期間の満了時において、新たな信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託を継続することがある</li> <li>・信託を継続する場合、信託期間を更に3年間延長し、当社は信託期間の延長以降</li> </ul>		業務執行取締役	対象期間ごとに110万株（※1）	監査等委員である取締役	対象期間ごとに12万株（※2）
業務執行取締役	対象期間ごとに110万株（※1）					
監査等委員である取締役	対象期間ごとに12万株（※2）					

	<p>の3事業年度を対象期間とし、当該対象期間ごとに、当該対象期間の初年度に上記金額の範囲内で追加拠出を行う予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、上記金額の範囲内とする（信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがある）</li> <li>信託を終了する場合においても、信託期間（上記の信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、直ちに信託を終了させずに、一定期間に限り、信託期間を延長する（ただし、その場合には、対象取締役に対する新たな株式交付ポイントの付与は行わない）</li> </ul>	
当社株式の取得方法	当社（自己株式処分もしくは新株発行による）または株式市場から取得予定	
業績達成条件	業績に連動しない（一定）	
対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期及び方法	時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者要件を充足した対象取締役に対して、対象期間中の各事業年度終了後に交付等を行う（毎年交付）</li> <li>対象取締役が本制度に基づいて交付を受けた当社株式は、当該交付を受けた日から3年間、継続保有しなければならない</li> </ul>
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間中の各事業年度終了直後の7月頃に、株式交付ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を信託から受け、残りの株式交付ポイントに相当する数の当社株式については、信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付</li> <li>信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役が死亡した場合は、当該時点までに計算される株式交付ポイントに応じた数の当社株式について、信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該対象取締役の相続人に対して、信託から給付</li> </ul>
クローバック制度等	対象取締役に重大な不正・違反等が発生した場合、当該対象取締役に対し、交付予定の当社株式に係る受益権の没収（マルス）または交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）が可能	
信託内の当社株式に関する議決権	経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されない	
信託内の当社株式の配当の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託内の当社株式に係る配当は、信託が受領し、信託報酬・信託費用に充当</li> <li>信託報酬・信託費用に充当した後、最終的に信託が終了する段階で配当金の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び対象取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定</li> </ul>	
その他の本制度の内容	本制度に関するその他の内容については、信託の設定、信託契約の変更及び信託への追加拠出の都度、指名報酬委員会または取締役会が定める	

(ご参考) 信託契約の内容

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)  |
| ② 信託の目的   | 対象取締役に対するインセンティブの付与   |
| ③ 委託者     | 当社  |
| ④ 受託者     | 三菱UF J 信託銀行株式会社 (予定)<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (予定))             |
| ⑤ 受益者     | 対象取締役のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)   |
| ⑦ 議決権行使   | 行使しないものとします。  |
| ⑧ 取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑨ 株式の取得方法 | 当社 (自己株式処分もしくは新株式発行) または株式市場から取得<br>※取得方法等の詳細は株主総会決議後、改めて当社で決定し開示予定 |
| ⑩ 帰属権利者   | 当社  |
| ⑪ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。              |

(注) 上記において予定されている時期は、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上